

文教福祉委員会

令和8年4月 20 日

1 報告事項

【子ども部】

(1) 「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」
の策定について

【資料】

【保健福祉部】

(1) 社会福祉協議会の活動拠点の増設及び実施事業について

【資料】

(2) 千代田区低所得世帯に対するエアコン設置緊急支援事業について

【資料】

(3) 令和8年度 熱中症予防対策について

【資料】

(4) 令和8年度の新規母子保健事業について

【資料】

2 その他

文教福祉委員会 委員・理事者名簿（案）

令和8年4月20日現在

1 委 員

（ 会 派 名 ）

委員長	池 田 とものり	（ 千代田区議会 自由民主党 ）
副委員長	えごし 雄 一	（ 公 明 党 議 員 団 ）
委 員	西 岡 めぐみ	（ 千代田区議会 自由民主党 ）
委 員	小 枝 すみ子	（ ち よ だ の 声 ）
委 員	牛 尾 こうじろう	（ 日 本 共 産 党 ）
委 員	白 川 司	（ 千代田区議会自由民主党議員団 ）
委 員	ふ か み 貴 子	（ 次世代・都民ファースト・立憲の会 ）
委 員	お の で ら 亮	（ 次世代・都民ファースト・立憲の会 ）

2 理 事 者 [○は常時出席理事者、★は異動者]

(1) 子ども部 (11名) (内線)

○子 ども 部 長	オ ガワ ケン タ ロウ 小 川 賢 太 郎	(7075)
○教 育 担 当 部 長 ★	ナカ ダ ハル コ 中 田 治 子	(7377)
○参事（連絡調整担当） 子ども総務課長 事務取扱	カ トウ ノブ アキ 加 藤 伸 昭	(7076)
副参事（特命担当） 九段中等教育学校経営企画室長 兼務	オオ ツカ リュウ ジ 大 塚 立 志	(63100)
子 ども 支 援 課 長	オオ マツ ユウ イチ ロウ 大 松 雄 一 郎	(7107)
子 育 て 推 進 課 長 ★	カミ カワ ヒロ ユキ 神 河 洋 行	(7165)
児 童 ・ 家 庭 支 援 センター 所 長 ★	チ ノ シュン 千 野 俊	(49407)
児 童 ・ 家 庭 支 援 センター 子どもの居場所づくり担当課長 ★	オ ガタ ナオ ミ 緒 方 直 美	(49400)
子 ども 施 設 課 長 ★	タカ シマ ケン タ 高 島 健 太	(7305)
学 務 課 長 ★	ス ガイ セイ イチ 須 貝 誠 一	(7333)
指 導 課 長	ウエ ハラ フミ ヒト 上 原 史 士	(7378)

文教福祉委員会 委員・理事者名簿（案）

令和8年4月20日現在

(2) 保健福祉部	(12名)	(内線)
○ 保健福祉部長 ★	イシ ワタ ケン イチ ロウ 石 綿 賢 一 郎	(3206)
○ 地域保健担当部長 千代田保健所長 兼務	タカ ギ アキ コ 高 木 明 子	(56200)
参事（連絡調整担当） 地域保健課長 事務取扱	キク チ ヒロ ミツ 菊 池 洋 光	(56201)
参事（連絡調整担当） 在宅支援課長 事務取扱	タツ シマ ケン 辰 島 健	(57210)
○ 福祉総務課長 福祉政策担当課長 兼務	オカ ユウ キ 岡 勇 輝	(3207)
生活支援課長 ★	ミヤ ハラ トモ キ 宮 原 智 紀	(3406)
障害者福祉課長 ★	サカキバラ ク ミ コ 榊 原 久 美 子	(3490)
高齢介護課長	コ メ フミ オ 小 目 文 雄	(3526)
保険年金課長	コ ア セ ヒロ ミチ 小 阿 瀬 広 道	(3593)
生活衛生課長 ★	ア ベ トモ ヒロ 阿 部 朋 弘	(60600)
健康推進課長 ★	ユ カワ タツ 湯 川 達	(56500)
保健サービス課長 ★	イチ カワ ケン スケ 市 川 健 介	(56600)

担当議事：有我 このみ（議事：3313、個人：3317）

「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

1 概要

令和 7 年 6 月に、文部科学省において「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の一部を改正する法律が公布され、一部を除き、令和 8 年 4 月 1 日から施行された。

本改正法の規定に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を令和 8 年 4 月 1 日までに策定することが義務付けられた。これを受け、千代田区においても本計画を策定した。

2 名称

千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

3 本計画の目標（実施計画の項目 2 に詳細記載）

1 年間における 1 か月当たりの時間外在校等時間の平均を 30 時間程度とする（令和 11 年度までに）
※国が示している目標と同一

4 計画期間

令和 8 年度～令和 11 年度

5 取組内容の例（実施計画の項目 4 に詳細記載）

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

例) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 他

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

例) 部活動 他

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

例) 授業準備、学習評価や成績処理 他

(2) 学校における措置の推進

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

6 その他

計画策定後の実施状況については、毎年度、総合教育会議において報告するとともに、千代田区ホームページにて公表予定。

参考資料

千代田区立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

千代田区教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

千代田区教育委員会では、質の高い学校教育を維持するため、教員の長時間労働の是正に向けた「学校における働き方改革」を進めている。

具体的な取組の一つとして、教員の事務作業の負担を軽減して、教員が本来の教育活動に専念できる環境を整えるため、教育活動支援講師や副校長支援員等の会計年度任用職員や、理科支援員、通訳支援員等の補助員を各校に配置している。

一方で、文部科学省は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という）」に基づき、1カ月の時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減する（令和11年度まで）ことを目標としているが、本区の現状では依然としてその目標を半数以上の月で上回って現状にある。

こうしたことを踏まえ、千代田区教育委員会として給特法第8条の規定に基づき本計画を策定する。

(2) 千代田区の現状

I. 区立小・中学校教員の平均時間外勤務時間

令和6年度 校種別平均時間外勤務時間数(1月当たり)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
幼稚園	40:25	46:05	41:57	36:24	18:24	32:46	45:26	40:31	34:05	38:23	39:56	45:03
小学校	34:15	35:30	34:50	25:56	4:35	34:09	35:01	33:21	25:21	23:40	29:37	27:31
中・中等 教育学校	45:15	45:36	45:42	42:23	13:40	45:49	40:33	38:39	30:59	30:25	25:28	36:49

※対象職員は下記のとおり

幼稚園：園長（専任）・副園長・主任教諭・教諭（臨時的任用教員を含む）

小・中・中等：校長・副校長・主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭（栄養教諭、養護教諭、再任用、臨時的任用教員を含む）

II. これまでの働き方改革の取組み状況について

教員のサポート体制

教育活動支援講師、スクール・サポート・スタッフ、副校長支援員等の会計年度任用職員や、理科支援員、通訳支援員等の補助員を各校に配置している。

ICT 機器の利活用

「ちよだスマートスクール」構想を策定し、ICT 機器を活用しながら、データ共有の仕組みづくりやペーパーレス化(印刷業務・時間の削減)、会議の数の削減等を推進している。

夏季休業期間中の一斉休暇期間(学校閉庁日)の設定

夏季休業期間中、各学校に学校閉庁日を設定し、夏季休暇や年次有給休暇の取得を促進している。

中学校における部活動の外部委託

中学校の部活動指導の一部を、部活動指導員等の外部人材の活用と併せて民間事業者に委託することで、生徒にとって魅力ある部活動づくりを進めるとともに、教員の働き方改革を推進している。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1カ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:75%	幼:80%	幼:90%	幼:95%	幼:100%
小:100%	小:100%	小:100%	小:100%	小:100%
中・中等:67%	中・中等:70%	中・中等:80%	中・中等:90%	中・中等:100%

- ・1年間における1カ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:38:17	幼:36時間	幼:34時間	幼:32時間	幼:30時間
小:28:40	小:28時間	小:26時間	小:24時間	小:22時間
中・中等:36:47	中・中等:36時間	中・中等:34時間	中・中等:32時間	中・中等:30時間

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・アンケートにおいて、授業準備時間が取れている(そう思う)と回答した割合を80%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:ー	幼:50%	幼:60%	幼:70%	幼:80%
小:ー	小:50%	小:60%	小:70%	小:80%
中・中等:ー	中・中等:50%	中・中等:60%	中・中等:70%	中・中等:80%

・アンケートにおいて、児童・生徒の悩みや相談に対する時間が取れている(そう思う)と回答した割合を80%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:ー	幼:50%	幼:60%	幼:70%	幼:80%
小:ー	小:50%	小:60%	小:70%	小:80%
中・中等:ー	中・中等:50%	中・中等:60%	中・中等:70%	中・中等:80%

・アンケートにおいて、仕事と仕事以外の生活バランスについて満足している(そう思う)と回答した割合を80%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:ー	幼:50%	幼:60%	幼:70%	幼:80%
小:ー	小:50%	小:60%	小:70%	小:80%
中・中等:ー	中・中等:50%	中・中等:60%	中・中等:70%	中・中等:80%

・アンケートにおいて、教員としての仕事そのものに満足している(そう思う)と回答した割合を80%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:ー	幼:60%	幼:70%	幼:75%	幼:80%
小:ー	小:60%	小:70%	小:75%	小:80%
中・中等:ー	中・中等:60%	中・中等:70%	中・中等:75%	中・中等:80%

3. 計画の期間

令和8年度 ～ 令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

千代田区では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・登下校時の通学路における見守り活動については、シルバー人材センターに委託し、同センターから派遣された人材が従事している。

児童生徒が補導された時の対応

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。また、学校として対応すべき事項と、学校の対応範囲を超える事項とを明確化し、教職員の業務過多とならないよう留意する。

学校徴収金の徴収・管理

- ・学校給食費については、保護者からの直接徴収は行わず、保護者の委任状に基づき補助金を学校長あてに交付することで無償化を実施する。

地域学校協力活動の関係者間の連絡調整等

- ・小学校および中学校においては、地域学校協働活動推進委員(コーディネーター)との連携により、教育活動に伴う関係者等との連絡調整に係る負担の軽減を図る。

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・対応が困難な案件の速やかな解決につなげるため、学校から直接相談できるスクールロイヤー制度の活用を推進する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答

- ・学校副校長の業務負担を軽減し、副校長が教育活動及び学校運営に専念できる体制を整備するため、副校長支援員を配置する。また、学校管理職及び事務職員の業務効率化を図ることを目的として、多岐にわたる業務を支援するAIチャットボットを導入し、その機能の充実を進める。

学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・施設・設備管理および地域開放施設の管理業務については、外部委託により対応し、教員の業務負担軽減を図っている。

校舎の開錠・施錠

- ・校舎の開錠・施錠業務については、外部委託により対応し、教員の業務負担軽減を図っている。

校内清掃

- ・校内清掃業務については、外部委託により対応し、教員の業務負担軽減を図っている。

部活動

- ・各校の実情に応じて部活動指導員や外部指導者を配置し、部活動の地域展開等を推進する。また、活動時間や内容の適正化を図り、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう取り組む。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備、学習評価や成績処理

- ・小学校・中学校の教員の事務作業の負担を軽減して、教員が本来の教育活動に専念できる環境を整え、学校現場の教育体制の充実を図るためにスクール・サポート・スタッフを全校に設置する
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールソーシャルワーカーの生徒指導関係の校内会議への参加目標を90%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。また、情報共有を密に行い、多面的・多角的な支援を計画する。
- ・教育委員会において、生活指導主任会で警察等と連携した研修を実施する。併せて、学校においては健全育成サポート会議を年間3回以上開催し、福祉機関や警察等と連携することで、関係機関と連携・協働し、福祉機関や警察等との連携を図ることで、関係機関が適切に役割分担しつつ協働して支援を行う体制を構築する。

- ・講師(特別支援教育)や特別支援教育専門員、特別支援教育支援員等、特別支援教育にかかわる専門的な知識及び経験等を有している人材を学校へ配置し、特別な支援を要する児童・生徒へ、適切な指導や支援を行うことができる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1050単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・校内清掃業務については、外部委託により対応を行っていること等を鑑み、清掃時間・頻度を見直す等を行って、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、校務DXを推進し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成項目の拡充を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外勤務が80時間超の教育職員のうち、疲労蓄積度の高い者に対して毎月医師による面談を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・教育委員会内にハラスメントに関する相談窓口として、ハラスメント相談員を配置する。
- ・学校における定時退勤日を月1回以上設定するよう奨励するとともに、夏季休業期間中に5日間の一斉閉庁日の設定を行う。
- ・テレワークの導入について、検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、区内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、区のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本区で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、千代田区で導入しているストレスチェックやアンケート等の結果から把握する。

社会福祉協議会の活動拠点の増設及び実施事業について

1 概要

複合的な課題を抱える区民へのきめ細やかな支援の強化として、いきいきプラザ一番町に千代田区社会福祉協議会の活動拠点として新たに分室を設置し、麴町地区を中心に活動を行うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置する。

2 新しい分室で取り組む事業内容

(1) コミュニティソーシャルワーク (CSW) 事業

個別支援	高齢、障害、子育て、生活困窮、ひきこもりによる孤立など、分野を超えて複合的な課題を抱える区民が包括的な支援を受けられるよう、相談対応や訪問等の支援を実施するほか、必要に応じて専門機関や周囲の支援者等との連携を行う。
地域支援	地域活動の活性化や、課題を抱える人を地域の中で受け止め、支えられる環境をつくるための取組として、区民やボランティア団体等の活動に対する支援を行う。

(2) サロン事業 (みんなのサロン)

高齢者や障害者、子育て世帯など、世代や属性を超えた区民同士の交流を促進し、地域のつながりを広げる「居場所」を提供することを目的に、多世代を対象とした交流サロンを実施する。

(3) その他の取組

福祉出張相談や住民向け学習会など、アキバ分室で実施している取組を参考にしつつ、地域住民の意見を取り入れながら当該分室で取り組む事業の内容を引き続き検討する。

(参考) アキバ分室で行われている主な取組

- ・福祉出張相談
- ・住民向け学習会
- ・町会福祉部の活動支援
- ・ボランティア活動の支援
- ・ファミリーサロン
- ・企業やボランティア団体等の地域福祉のプラットフォーム形成 (ちよむすび)

3 今後の予定

令和 8 年 4 月～ 6 月	麴町地区の区民、町会、民生委員・児童委員、地域団体等に周知
5 月中旬頃	区民向け見学会の実施
5 月 20 日	広報千代田に掲載、ホームページで周知
6 月下旬頃 (予定)	開設・オープニングイベント開催

千代田区低所得世帯に対するエアコン設置緊急支援事業について

1 目的

東京都が近年の猛暑に対する緊急対策として、令和7年度最終補正予算(令和8年3月5日都議会議決)にて、低所得世帯向けエアコン設置区市町村等緊急支援事業(補助率3/4)の実施を決定した。区においては、本補助金を活用するにあたり、低所得者世帯に対する熱中症対策を入口とし、申請者宅への訪問調査を必須とすることで、生活困窮者自立支援制度に基づくアウトリーチ相談を併せて実施し、申請世帯に対する福祉的アプローチの機会創出を図る。

2 制度概要

(1) 東京都補助事業の概要

東京都	
事業目的	低所得世帯への緊急的な熱中症対策
助成内容	1世帯あたりエアコン1台(助成上限10万円)
補助対象世帯	居宅において熱中症対策としてエアコンの設置が必要であると認められる場合で、区市町村が認める低所得世帯に該当する世帯
補助方式	区市町村へ補助金交付(補助率3/4)

(2) 千代田区における助成実施内容

東京都が示す補助事業内容について、各自治体の判断により実施するものとされており、区においては以下のとおり実施していく。

事業目的	低所得世帯への緊急的な熱中症対策及びアウトリーチ支援
対象経費	1世帯あたりエアコン1台(業務用及び中古品を除く)の本体購入費、配送費、設置工事費、撤去費及びリサイクル費
助成上限額	10万円
補助対象世帯	居宅においてエアコンが未設置または全て故障もしくは製造から10年を経過している場合で、以下のいずれかに該当する世帯 ・住民税非課税世帯 ・住民税均等割のみ課税世帯 ・児童扶養手当受給世帯
申請の流れ	①申請相談(エアコン購入前)。 ②申請者宅を訪問し、要件確認を実施。申請受付。 ③助成交付決定後、申請者がエアコンを購入。 ④申請者は領収書等添付の上、助成金請求。
補助方式	領収書等の提出による申請者への償還払

(3) 実施時期

令和8年5月1日～10月31日

3 今後のスケジュール（予定）

4月21日	区HPにて広報開始
5月1日	申請受付開始
5月5日	広報千代田5月5日号掲載（概要）
5月20日	広報千代田5月20日号掲載（詳細）
10月31日	申請受付終了

4 その他

- 本事業は、「生活困窮者自立支援事業」の一環として、既定予算の範囲内で対応する。
- 原則申請日時時点で千代田区に住民票を有する世帯を対象とするが、DV 被害世帯等は個別に対応する。
- 本事業は東京ゼロエミポイント事業との併用が可能であり、エアコン購入時に同ポイントによる値引きが行われた後の自己負担分について、本事業の助成対象とする。なお、訪問の際に東京ゼロエミポイント事業のチラシを手渡し、購入にあたっての制度の併用を推奨する。

令和 8 年度 熱中症予防対策について

1 目的及び取組方針

近年の気温上昇による熱中症等の健康被害を防止するため、区民、特に熱中症リスクの高い高齢者などに対して、区内関係各部署と連携しながら予防対策を推進している。

令和 8 年度は、町会等への熱中症対策キット貸出しや、区役所窓口等における事業者への普及啓発等を新たに実施し、より一層の注意喚起を図る。

2 主な実施内容

(1) 広報、情報発信等

ホームページ、SNS、安心・安全メール、「すぐーる」等を通じ最新情報を発信する。

(2) 高齢者熱中症予防訪問

看護師等による戸別訪問を実施し、熱中症の正しい知識と対処方法の助言や体調確認を行う。令和 8 年度は、新たな啓発品としてオリジナル竹うちわを作製・配付し、訪問対象者に対し一層の注意を促す。

(3) ひと涼みスポット、クーリングシェルターの設置

① ひと涼みスポット

公共及び民間施設等のスペースを一時的な休憩のために提供し、熱中症を予防するもの。新たに 5 施設を登録し、全 71 施設に設置予定。区 HP で新規募集を行い、設置数増加を図る。

年度	公共施設	民間施設	合計
令和 8 年度	23 施設	48 施設	71 施設
令和 7 年度	23 施設	43 施設	66 施設
令和 6 年度	23 施設	36 施設	59 施設

② クーリングシェルター【拡充】

「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合に、熱中症による健康被害を防止するため、保健所等の指定公共施設を避暑のために供するもの。新たに 15 施設を登録し全 26 施設に設置予定。

(4) 熱中症予防啓発活動

特に熱中症のリスクが高まる高齢者向けに、出張所等で開催されるシルバートレーニングスタジオの機会を通じて、啓発品を配付するとともに、熱中症予防に関する知識の普及啓発を行う。

(5) 熱中症対策キットの貸出し【新規】

町会等におけるイベントでの利用を想定し、熱中症対策キットの貸出しを行う。

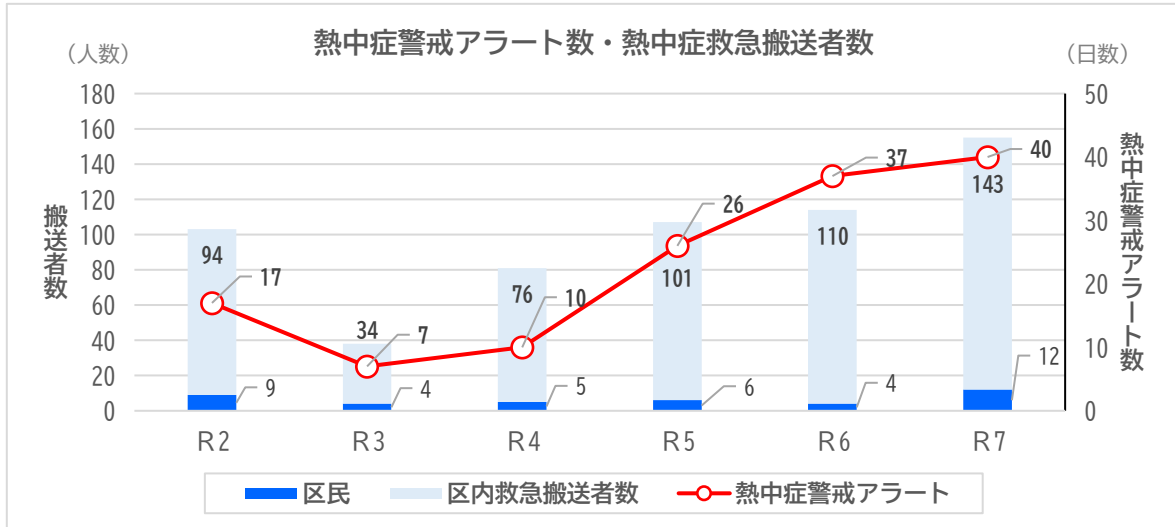


【熱中症対策キット】

(6) 区民及び事業者向けの普及啓発【拡充】

区民向けの普及啓発として熱中症予防ガイドを配布する。また、区役所窓口等において、熱中症予防啓発リーフレットを設置し、事業者に対する普及啓発を行う。

3 近年の熱中症警戒アラート発表数、熱中症による区内救急搬送者数



【広報、情報発信の例】

区ホームページトップ画面



区公式 X、LINE、Facebook



【ひと涼みスポット設置例】



令和8年度の新規母子保健事業について

1 妊娠後期訪問支援事業について

(1)目的

すべての家庭と妊娠期からの関係性の構築、妊娠期からの切れ目ない見守り支援の強化

(2)対象

妊娠後期（妊娠8か月）の妊婦

(3)実施内容

- ① 委託事業者の保健師等が自宅を訪問し、聞き取り調査とアドバイス
- ② 訪問を受けた方に1万円分の経済的支援

(4)開始

令和8年5月1日

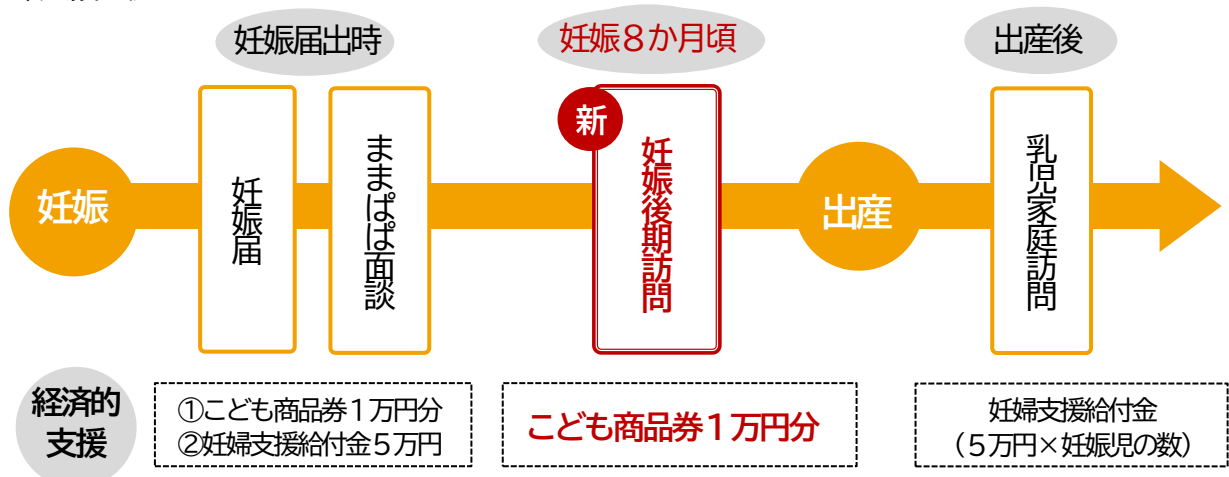
(5)委託事業者

株式会社ウェルネストコミュニケーションズ

(6)利用の流れ



(7)支援の流れ



2 産婦健康診査及び1か月児健康診査の開始について

(1)目的

都内共通受診方式による産婦健康診査、1か月児健康診査を開始し、健診費用を公費負担することにより、妊娠期からの切れ目のない支援を強化

(2)対象及び実施内容

	産婦健康診査	1か月児健康診査
対象者	出産後間もない時期の産婦	生後27日を超え、 生後6週に達しない乳児
公費負担回数	2回	1回
公費負担額	1回あたり5,000円	1回あたり6,000円
受診時期 (目安)	1回目：産後2週間頃 2回目：産後1か月頃	生後1か月
実施施設	都内の指定医療機関 及び助産所	都内の指定医療機関

(3)開始

令和8年10月1日

(4)受診票の交付方法

令和8年4月1日から妊娠の届出時に母子健康手帳や妊婦健康診査受診票とともに配付している。なお、3月31日以前に妊娠の届出を行った者には、個別に郵送する。